

東海第二発電所 原子炉設置変更許可申請の補正の概要

東海第二発電所の耐震評価に用いる基準地震動（耐震設計上の基となる値）は、発電所周辺の活断層調査結果等を基に発電所毎に策定する「震源を特定して策定する地震動」と活断層調査を実施しても震源と活断層の関連付けが困難な過去の地震の観測記録を基に策定する「震源を特定せず策定する地震動」により設定しています。

そのうち、「震源を特定せず策定する地震動」の策定については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正に伴い、標準応答スペクトル^{※1}が取り入れられたことから、東海第二発電所の地震動評価を行った結果、一部の周期帯において現行の基準地震動を上回ることを確認しました。

この地震動を新たに基準地震動（S_s-32）として追加し、2021年6月25日に原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

その後の審査を踏まえ、基準地震動（S_s-32）の作成過程に用いる地震規模をM6.9からM7.0に見直した結果、基準地震動（S_s-32）が変更となったため、本補正を行いました。

なお、震源を特定して策定する地震動の最大加速度である1009ガルに変更はありません。

※1：標準応答スペクトル：過去の内陸地殻内地震の地震動観測記録を収集・統計処理し、全国共通に適用する地震動として策定された応答スペクトル

地震動	地震動の評価		最大加速度 (ガル)		設置変更 許可申請 状況
			水平方向	鉛直方向	
震源を特定して 策定する地震動	断層モデルを用いた手法 による地震動（6波）	内陸地殻内地震 （4波）	903	602	許可済
		プレート間地震 （2波）	1009	736	
	応答スペクトルに基づく地震動（1波）	870	560		
震源を特定せず 策定する地震動 (全国共通に考慮 すべき地震動)	2004年北海道留萌支庁南部地震に基づく 地震動（1波）		610	280	今回の 補正対象
	標準応答スペクトルに基づく地震動 （1波：S _s -32）		829 (828) ^{※2}	499 (499) ^{※2}	

※2：括弧内は当初申請（2021年6月25日）時の最大加速度

以上